

2021年6月14日

投稿論文審査規程

経営関連学会協議会理事会

第1条（総則）

本規程は、経営関連学会協議会学術雑誌規程第4条にある投稿論文の審査にかかわる運営と判断について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（査読者）

投稿論文の査読者となることができる者は以下の通りとする。

- (1)経営関連学会協議会に所属する学会から推薦された者
- (2)論文内容から査読に適任であることが編集委員会で認められた者

第3条（審査手続）

編集委員会は投稿論文に対して以下の手続により審査を進める。

- (1)論文が投稿された時には、編集委員長は編集委員の意見を参考に審査に当たる査読者を原則として2名選定する。
- (2)編集委員長は、選定した査読者に対して、投稿者の氏名や所属などが特定されないように論文の審査を依頼する。
- (3)査読者は所定の書式により所定の期日までに審査結果を編集委員長に報告しなければならない。
- (4)査読者から他の適任者が推薦された場合には、編集委員会がその適任性を判断し、査読者として認める場合がある。
- (5)審査期間は査読者に投稿論文を送付した日より概ね1ヶ月以内とする。
- (6)査読者が審査期限経過後10日を過ぎても返却しない、または編集委員長への連絡を怠る場合は、編集委員会は代替りの査読者を選定し、審査を依頼することができる。
- (7)投稿論文の改善・訂正を要請された投稿者は査読結果を送付した日から1ヶ月以内に論文を再提出しなければならない。1ヶ月を過ぎても訂正投稿論文を再提出しない場合、あるいは編集委員長に期限延長の申し出をしない場合には、投稿論文を取り下げたものとみなして審査を終了する。投稿者から編集委員長へ正当な理由により期限延長の申し出があった場合は1ヶ月を限度に再提出期限を延長することができる。

第4条（投稿論文の審査結果表示）

査読者は以下の各号によって投稿論文の審査結果を表示する。

- A：投稿論文を無条件で受理する。
- B：投稿論文を指摘した事項の改善・訂正を著者の責任において対応することを条件に受理する。査読者の再査読は不要である。
- C：指摘した事項の改善・訂正を要し、査読者が再査読を行う。

F：不適格であり、受理すべきでない。

第5条（査読結果の取扱）

編集委員会は、前条による投稿論文の審査結果に基づき、以下のように投稿論文の取り扱いを決める。

- (1)査読者の評価が A、B または F の場合には、その査読者の評価を終了する。
- (2)審査結果が評点 C の場合は、原則として同一の査読者が審査を継続する。査読者は、再投稿論文の再審査においては、原則として評点 A、B または F のいずれかで審査を行う。
- (3)各査読者の評価がいずれも B である場合には、査読者からの改善・訂正について編集委員会が確認した後に投稿論文を受理し、またいずれも F である場合には投稿論文を拒否して審査を終了する。審査が終了した後は、編集委員長は論文の投稿者に最終的な審査結果を通知する。
- (4)一方の総合審査結果の評価が C 以上、他方の総合審査結果の評価が F である場合は、原則として評点 F を与えた査読者に代えて、新たに別の査読者を選定し審査を継続する。
- (5)編集委員会は査読者が3名以上である場合、前項の各号を準用して審査結果の取扱いを決める。
- (6)編集委員会は査読者のコメント以外にも、論文としての形式や表現方法および学会誌執筆要領に準拠していない部分の改訂などについて改善を要求できる。
- (7)投稿者が審査の過程で投稿論文を取り下げた場合は審査を終了する。

第6条（学会誌の掲載）

投稿論文等は、各掲載区分に見合った審査の結果に基づき、学会誌への掲載を編集委員会で決定する。ただし、掲載する投稿論文等の編数、その他学会誌の企画、体裁および編集の細部に関する事項は編集委員会で決定する。

第7条（論文の校正）

投稿者の校正は原則として1回とし、印刷上の誤りのみを訂正した後、受領後1週間以内に返送する。

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、経営関連協議会理事会の承認を要するものとする。